

新花巻駅西口 第2無料駐車場が
平成28年9月1日から

有料駐車場に 変わります

現在、舗装整備を行っている新花巻駅西口の第2無料駐車場は、より良好な管理運営を行い、快適な駅周辺環境を提供するため、9月1日から「新花巻駅西駐車場(第2)」として有料化します。
※8月11日(木・山の日)～31日(水)は無料で利用できます

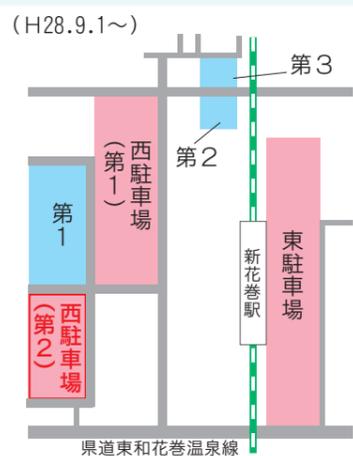
■新花巻駅西駐車場(第2)

【駐車料金】

区分	8月31日まで	9月1日から
24時間まで	無料	無料
24時間を超え、以降12時間ごとに	無料	200円加算

※9月1日の午前0時以降の駐車時間分から適用。8月31日以前から引き続き駐車する車も9月1日の午前0時以降の駐車時間分から上記料金が適用されます

【駐車台数】 76台



●...有料駐車場
●...無料駐車場

【問い合わせ】

本庁都市政策課(☎24-2111
内線566)

花巻市職員の募集

平成29年度に採用する花巻市職員の採用試験を実施します。本年度から教養試験を行わない人物重視の「チャレンジ枠採用試験」「社会人枠採用試験」を実施します。

※試験の内容など詳しくは市ホームページをご覧ください

■申込書の配布場所

本庁人事課および総合案内、各総合支所地域づくり係、市内各消防署・分署で配布。市ホームページからダウンロードもできます。

■申し込み方法

本庁人事課へ持参または郵送

■受付期限

持参の場合は8月17日(水)、午後5時15分必着。郵送の場合は同日消印有効

■問い合わせ・申し込み

本庁人事課(☎24-2111内線225)

--- チャレンジ枠・社会人枠採用試験 ---

■第一次試験

【試験日】9月24日(土)・25日(日)[予定]

※申し込み状況で試験日と会場を決定し、後日通知します

試験区分(職種)	採用予定数	学歴・資格要件	年齢要件
一般事務職 チャレンジ枠	若干名	大学卒業または平成29年3月31日までに卒業見込みの人	平成元年4月2日以降に生まれた人
社会人枠	若干名	大学卒業で、民間企業や自治体などの職務経験が8月1日現在で通算5年以上ある人	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

--- 一般採用試験 ---

■第一次試験

【試験日時】9月18日(日)、午前9時

【試験会場】花巻中学校

試験区分(職種)	採用予定数	学歴・資格要件(*)	年齢要件
一般事務職			
大学卒業者	7人程度	大学卒業	昭和56年4月2日以降に生まれた人
高校卒業者	2人程度	短期大学、高等専門学校または高等学校卒業	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
福祉職	若干名	高等学校卒業以上で、社会福祉士の資格(平成29年3月31日までに取得見込みを含む)がある人	
障がいのある人	若干名	高等学校卒業以上	
建築技術職	若干名	二級建築士以上の資格がある人	
土木技術職	若干名	大学卒業	昭和56年4月2日以降に生まれた人
保健師	若干名	保健師の資格(平成29年3月31日までに取得見込みを含む)がある人	
保育士	若干名	保育士および幼稚園教諭の両方の資格(平成29年3月31日までに取得見込みを含む)がある人	
消防職	8人程度	高等学校卒業以上(採用後、市内に居住できる人)	平成3年4月2日以降に生まれた人

*_学歴要件は平成29年3月31日までに卒業見込みを含む

花巻市 空家等対策計画を 策定しました

計画期間:平成28年度～平成32年度



◀計画の詳細内容は市ホームページでご覧いただけます

人口減少や少子高齢化が進み、今後さらに空家等の増加が予想されます。適切な管理が行われない空き家は、地域住民の生活環境にさまざまな影響を及ぼすことから、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」を定め、空家等の対策を本格的に始めました。
市では、この法律に基づき、市が取り組む空家等対策の中長期的な方針と具体的な取り組みを示すため「花巻市空家等対策計画」を策定しました。

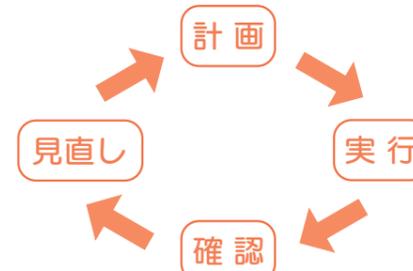
基本 概念

空家等(*)は、私有財産であることから、所有者自らの責任において適正に管理する義務を負うとの基本原則に立ち、対策を講じます

*「空家等」…建築物またはこれに附属する工作物であって、居住などの使用がされていないことが常態であるものおよびその敷地

予防

管理不全の状態にならないように、啓発、相談体制の仕組みを構築します



措置 対応

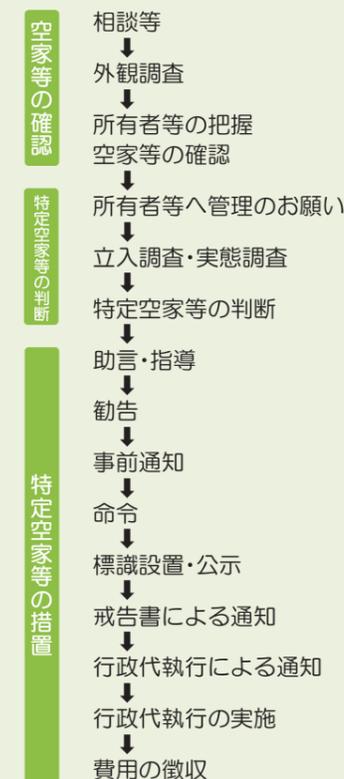
社会生活に著しく悪影響を与える恐れのある空家等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行措置を講じます

活用

所有者・不動産業者・行政・市民・学識者が知恵を出し合い、活用や流通の検討を進めます

計画は、予防・活用・措置対応を基本とし、より効果的な手法を常に模索し、対策を講じます。また、その効果を検証し、より一層の効果を得られるように逐次計画を見直します

措置に関する業務の基本的な流れ



【問い合わせ・相談】
▼空家等対策の相談
本庁都市政策課(☎24-2111
内線541549)
▼空き家バンクについての相談
本庁秘書政策課(☎24-2111
内線213)

空家等のうち▽建物・擁壁が倒壊の恐れ▽屋根・外壁が脱落・飛散▽ごみなどの放置▽景観を損なっている▽立木の枝のみ出し▽動物などが住み着く▽窓ガラスの破損▽など、周辺や通行に悪影響のある空き家のことを「特定空家等」といいます。これに該当するかどうかや、措置を講じる必要性については、空き家の管理状況や所有者・周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、切迫性などを考慮しながら慎重に判断します。
建物などを特定空家等にしないためには、所有者が空家等の周辺や通行に悪影響を与えないよう、責任を持って適切に管理することが大切です。また、利用可能な空家等については、所有者に対し市の「空き家バンク」制度など、空き家の活用に関する情報提供を行っていますので、ご相談ください。